

# ひろさき子育て世代包括支援センターの開設について

## 1 設置の目的

母子保健法第22条に基づき、妊産婦の心身の健康の保持と乳幼児の健全な成長をサポートするため、妊娠期から子育て期にわたる相談支援体制を構築し、子どもを産み育てやすい環境を整備することを目的に「ひろさき子育て世代包括支援センター」を設置する。

## 2 設置の概要

- (1) 開設時期 平成31年4月1日(月)
- (2) 開設場所 ヒロサキ3階「駅前こどもの広場」隣接
- (3) 開設時間 午前8時30分から午後6時まで(土・日・祝日・年末年始休み)

## 3 対象者

- (1) 市内に住所を有する妊産婦及び乳幼児並びにその保護者
- (2) その他、支援が必要と認められた者

## 4 事業内容

- (1) 全妊産婦及び乳幼児の心身や家庭状況等の実情把握
- (2) 妊娠・出産・子育てに関する相談並びに情報提供・助言及び保健指導
- (3) 支援プランの策定
- (4) 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整
- (5) その他の母子保健事業・子育て支援事業

## 5 職員体制

- (1) 専任職員
  - ・健康づくり推進課 保健師2名、助産師3名、事務職員2名
  - ・子育て支援課 保育士3名(1名は子育て支援課〈市庁舎〉内で利用者支援)
- (2) 連携職員
  - ・健康づくり推進課 地区担当保健師、訪問指導員(助産師)、訪問相談員
  - ・子育て支援課 要保護児童対策担当、家庭相談員
  - ・福祉政策課 子どもの発達支援担当

## 6 ひろさき子育て世代包括支援センターの特色

母子保健分野と子育て支援分野の両面からの支援を一体的に提供するため、2つの分野の支援機能を有するチーム体制を構築する。

2つの分野がそれぞれの課に属するため、同センターが行う事業に加えて、両課が有する機能や情報を活かしながら、妊産婦や乳幼児、親子の包括的な支援を行うことができる。

(担当課 健康福祉部 健康づくり推進課・子育て支援課)